

「共生社会ホストタウン」実施要領

平成 29 年 11 月 6 日

内閣官房オリパラ事務局

1 「共生社会ホストタウン」とは

パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向けた取組を推進するホストタウン。

具体的には①「心のバリアフリー又はユニバーサルデザインの街づくりの取組の継続的・加速的な実施」②「東京大会の事後交流も含めた幅広い形での相手国・地域のパラリンピアンと市民との交流」を行う。

2 「共生社会ホストタウン」の具体的な要件

「共生社会ホストタウン」は、「ホストタウン」の枠組みの中において、特にパラリンピアンとの交流をきっかけにした共生社会の実現に焦点を当てた取組を推進するものであり、具体的な要件は以下のとおりである。

① 「心のバリアフリー又はユニバーサルデザインの街づくりの取組の継続的・加速的な実施」

・障害のある海外の選手たちを迎えることをきっかけに、「ユニバーサルデザインの街づくり」及び「心のバリアフリー」に向けた、自治体ならではの特色ある、ハード・ソフト一体となった総合的な取組を継続的・加速的に実施する。また、2020 年大会時の選手の受け入れだけでなく大会のレガシーとして大会後の発展的な取組にもつなげていく。

② 「東京大会の事後交流も含めた幅広い形での相手国・地域のパラリンピアンと市民との交流」

・パラリンピアンとホストタウンの住民が触れ合うことで、地域におけるパラリンピックに向けた機運を醸成する。また、住民が障害のある選手たちと直に接することで、これから日本が目指す共生社会の実現に向けた気づきを得て、意識を変えていくきっかけとする。

通常ホストタウンにおける要件となっている、「大会等に参加するために来日する選手等との交流」について、共生社会ホストタウンにおいては、以下を行うものとする。

- 大会等に参加するために来日する選手等
大会競技終了後等にパラリンピックの選手、コーチ及び監督等を招致して交流（事後交流を重視）

尚、上記の取組のほか、通常のホストタウンの要件となっている、「大会参加国・地域の関係者との交流」、「日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流」については、共生社会ホストタウンにおいては、大会に向けた機運醸成のため、以下の例のような取組を大会まで継続的に実施する事が推奨される。

- 大会参加国・地域の関係者との交流
障害者スポーツやユニバーサルデザインに関連・知見のある大会参加国・地域の関係者と自治体の住民・学校等との交流、大会参加国・地域の関係者と自治体の障害者や特別支援学校等との交流、障害者スポーツや障害者理解イベント等の際の大会参加国・地域の関係者との交流等

- 日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流
パラリンピアンとの交流

3 登録プロセス

(1) 共生社会ホストタウン応募調書の提出

共生社会ホストタウンへの登録を目指す自治体は、別添の共生社会ホストタウン応募調書を記載の上、内閣官房オリパラ事務局（以下「事務局」と呼ぶ）まで提出する。

※既にホストタウンになっている自治体についても、共生社会ホストタウンになることを妨げない。

※ホストタウン登録をしていない自治体については、上記と併せて従来のホストタウン登録手続に則ってホストタウン登録申請書を作成・提出する。

(2) 事務局等による確認作業

事務局は、[2.「共生社会ホストタウン」の具体的な要件]で示した要件に鑑み、応募調書における各項目について確認を行うものとする。

(3) 「共生社会ホストタウン」の登録・公表等

当該要件を満たす事が確認された自治体について、「共生社会ホストタウン」として登録・公表する。取組の成果等について、情報発信する機

会を事務局が設ける。

4 スケジュール

- ・ 11月6日： 応募調書受付開始。
- ・ 12月中： 検討中の他自治体の参考となるよう、先行的に登録した自治体の公表を予定
(その後も継続的に応募を受け付ける予定)
- ・ 平成29年度末： ホストタウンサミットにおける取組状況の発表